

会員企業の皆様へのお願い

一般社団法人日本歯科商工協会

日本歯科商工協会 会員団体所属企業様へのご案内です。

1. 申請者について

- ・申請に際しては、当該医療機器の「生産性向上に係る要件」等の説明が必要です。
そのため、当該医療機器の情報を所有されている「製造販売業者」から申請をしていただきますようお願いいたします。
- ・中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法の認定を申請される歯科医院等に当該医療機器を納入される「販売業者」の方は、「製造販売業者」に申請を依頼するようにしてください。

2. 問合せについて

- ・問合せ等が集中することが予想されますので、証明書の申請に伴う質問等については、所属団体事務局経由でお問合せいただきますようお願いいたします。
追って、事務局担当者よりご連絡いたします。

3. 申請者側の連絡窓口について

- ・申請にかかわる業務を円滑に行うため、申請される会員企業と当協会との連絡窓口を一本化したと思います。
- ・各企業内に申請業務の窓口となるご担当者を1名決めていただきますようお願いいたします。
- ・申請に際し、「会員企業用 申請書類送付票」の「連絡窓口」欄に窓口担当者名と連絡先の記載をお願いいたします。

以上